**ネット誹謗中傷対策や法律相談は弁護士法人ブリッジルーツへ**

インターネット上の風評被害にお困りの方はいらっしゃいませんか。

・ブログに虚偽の事実が記載されている

・会社の名前を検索すると、検索エンジンで上位に誹謗中傷ブログがヒットする

・ブログ作成者に抗議したいが、作成者が誰かわからない

昨今、ブログや掲示板などインターネット上に、虚偽の事実や誹謗中傷が記載される被害が急増しています（東京地裁保全部（民事9部）の仮の地位に基づく仮処分（平成24年度）のうち、約7割がインターネット関係の仮処分といわれているほどです（金融法務事情No1967号51頁））。

当事務所にご相談いただいた場合、

1）ブログ運営会社（FC2やGoogle等）に対し掲示板やブログからの記事削除を要請し、

2）プロバイダに対し開示請求をして発信者情報（IP）を取得し、ブログ作成者の特定をした上で

3）損害が発生している場合は当該作成者に対し損害賠償請求等を行ったり、場合によっては

4）名誉毀損を被疑事実とする刑事告訴を行うことが可能です。

また、当事務所では、中国人、韓国人スタッフも常駐していることから、**中国語、韓国語でのご相談も可能**です。さらに、当事務所では、中国、韓国に提携法律事務所がございますことから、中国、韓国のサイトのご相談も可能です。

まずはお気軽にご相談ください。

※２）発信者情報（IP）を取得しても、作成者の特定ができない場合があります。

【費用】（概算）

〈相談料〉

・弁護士1名30分5,000円（消費税別）

※案件のご依頼をいただき、当事務所が正式に受任した場合は**相談料は無料**です。

〈着手金〉

※すべて該当サイト**１件あたり**の価格です（消費税別）。

※プロバイダ、ブログ・掲示板運営会社が海外であり、日本に営業所がない場合等は、下記料金に加え、特別料金をいただくことがあります。

１）裁判外

○基本着手金（３件まで）

・発信者情報開示請求　　　　　　　　　　　　　　　　　100,000円～

・プロバイダに対する削除請求　　　　　　　　　　　　　100,000円～

・発信者（作成者）に対する削除請求　　　　　　　　　　100,000円～

○追加着手金（４件目以降）　　　　　　　　　１件につき 30,000円～

２）裁判手続

○基本着手金

・プロバイダに対する発信者情報開示仮処分申立て　　　　200,000円～

・プロバイダに対する削除仮処分申立て　　　　　　　　　200,000円～

・発信者（作成者）に対する削除仮処分申立て　　　　　　200,000円～

・本案訴訟提起　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　200,000円～

○追加着手金　　　　　　　　　　　　　　　　１件につき 50,000円～

〈成功報酬〉

○基本報酬金（３件まで）

・発信者情報が開示された場合　　　　　　　　　　　　　250,000円～

・ブログ、掲示板等が削除された場合　　　　　　　　　　250,000円～

・仮処分命令が発令された場合　　　　　　　　　　　　　250,000円～

・本案訴訟に勝訴した場合　　　　　　　　　　　　　　　250,000円～

○追加報酬金（４件目以降）　　　　　　　　　１件につき 40,000円～

　※１件でも削除ないし発信者情報が開示された場合は、成功報酬が発生します。

※この他、実費（切手代・交通費等）、及び、県外出張の場合は弁護士１名につき１日100,000円の日当が発生致します。